

## 人事委員会事務局人材育成推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 人事委員会事務局人材育成計画（以下「局人材育成計画」という。）に基づき、人事委員会事務局職員の人材育成を推進するため、人事委員会事務局人材育成推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 局人材育成計画の策定等に関すること。
- (2) 当該年度の人材育成の取組計画及び前年度の取組結果に関すること。
- (3) その他、人材育成に関する課題等に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、事務局長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 調査課長
- (2) 任用課長

4 委員長が事故その他の事由により職務を遂行できないときは、調査課長がその職務を代理する。

(委員会)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が召集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、調査課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。